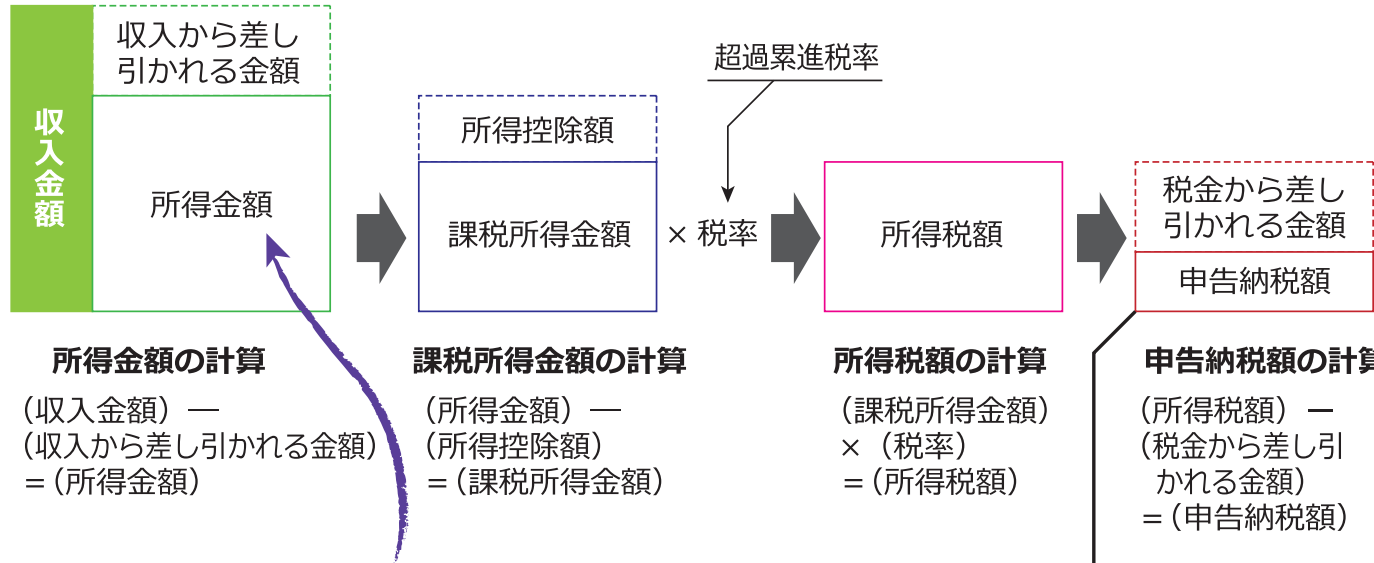


タックスプランニング

所得税の計算のしくみ



- 所得の種類**
- 利子所得
 - 配当所得
 - 不動産所得
 - 事業所得
 - 給与所得
 - 退職所得
 - 山林所得
 - 譲渡所得
 - 一時所得
 - 雑所得

確定申告
 その年の翌年 2月 16日 から 3月 15日 まで

- 所得控除の種類 (主なもの)**
- 社会保険料控除
 - 配偶者控除
 - 生命保険料控除
 - 扶養控除
 - 寡婦 (寡夫) 控除
 - 基礎控除

令和 2 年度分以降の基礎控除は最大 48 万円

配偶者控除を受けるには…

納税者の合計所得金額が 1,000 万円を超えると配偶者控除はない

納税者 (男性) 配偶者 (女性)

合計所得金額が 38 万円以下 民法上の配偶者など

配偶者の合計所得金額

38 万円以下	38 万円以上 123 万円以下
配偶者控除の対象	配偶者特別控除の対象

扶養控除

~ 15 歳	該当なし	控除なし
16 歳 ~ 18 歳	一般扶養親族	38 万円
19 歳 ~ 22 歳	特定扶養親族	63 万円